

令和8年7月13日「令和8年度介護保険集団指導会」資料

養護者による 高齢者虐待対応について

奥州市福祉部地域共生社会課

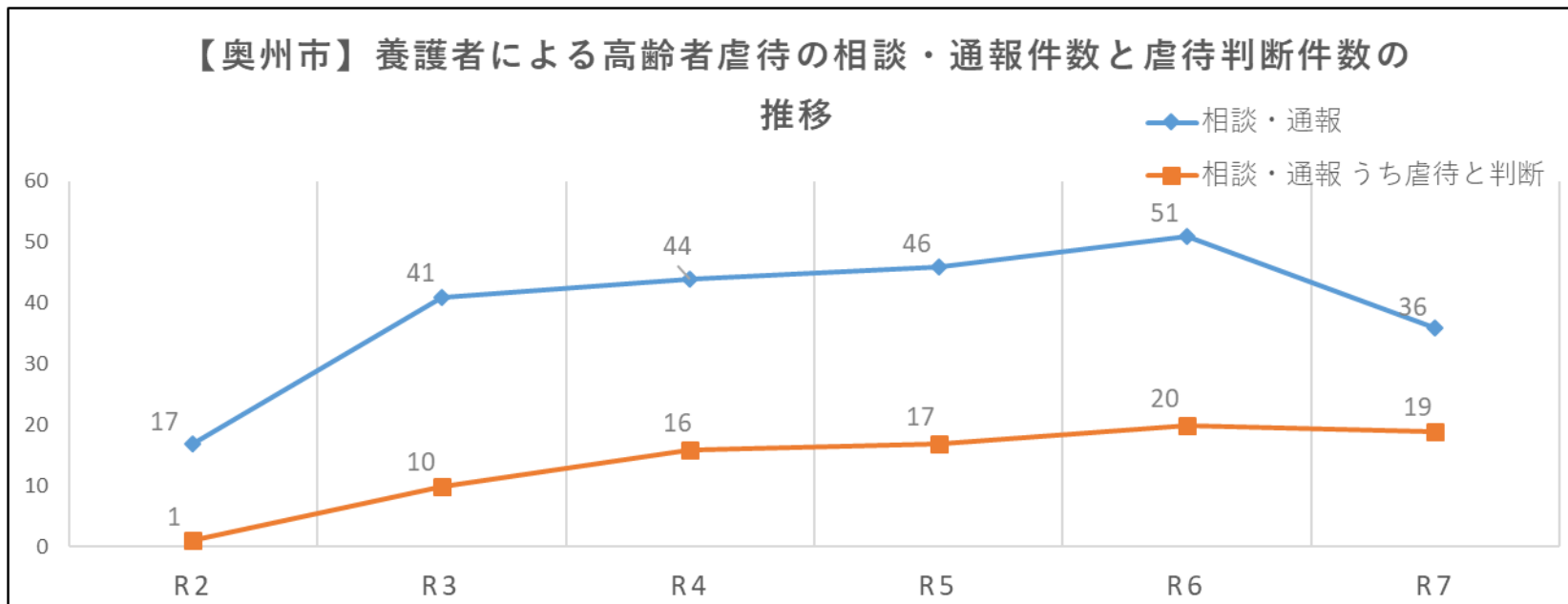
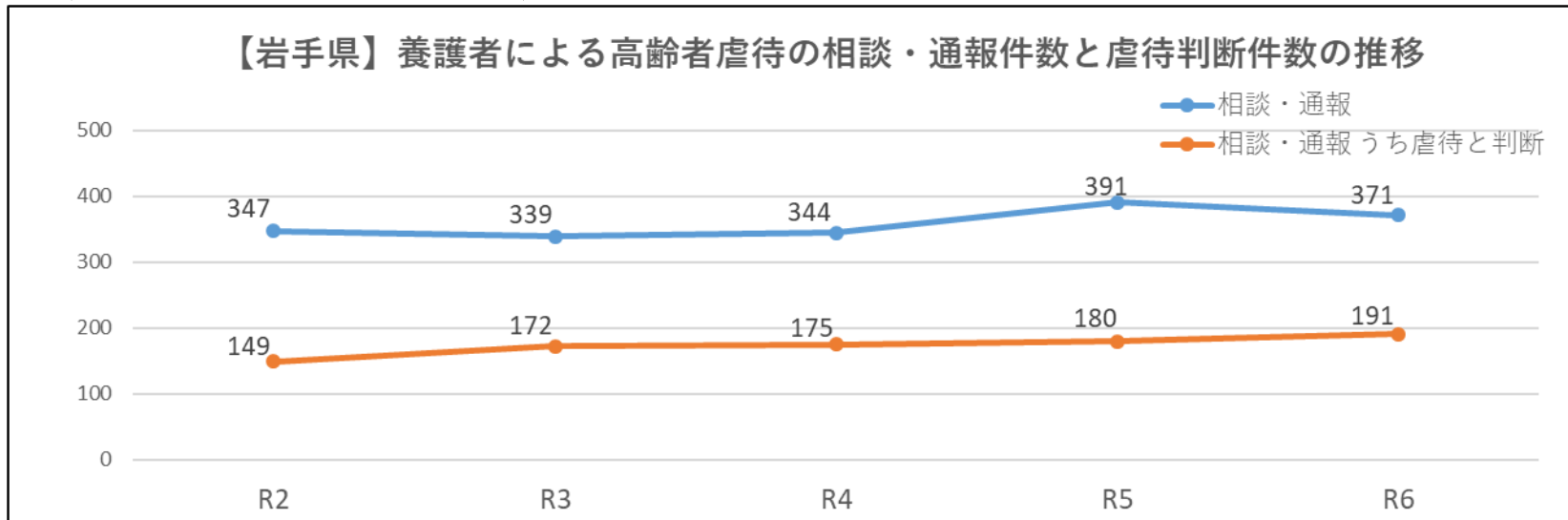
本日の内容

- 奥州市の養護者による高齢者虐待の現状について
- 養護者による高齢者虐待の対応について

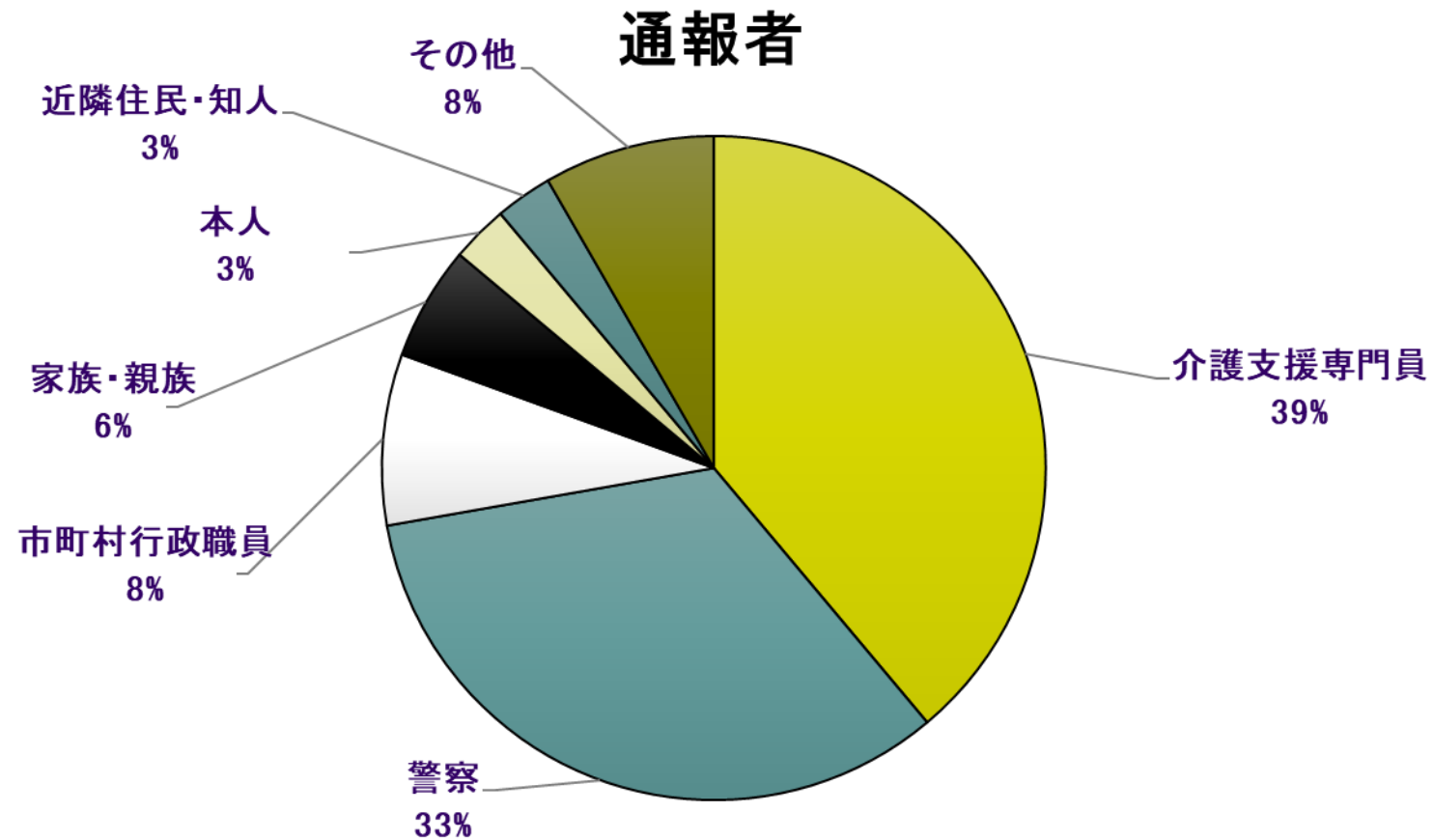


奥州市の養護者による 高齢者虐待の現状について

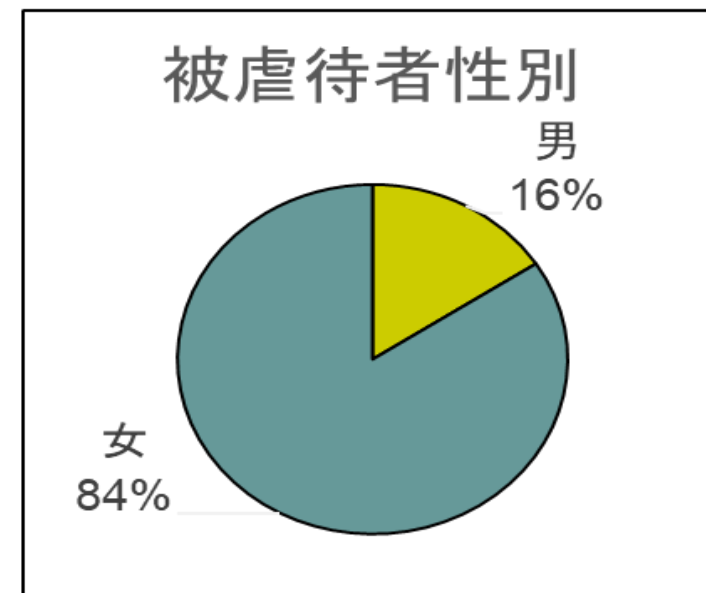
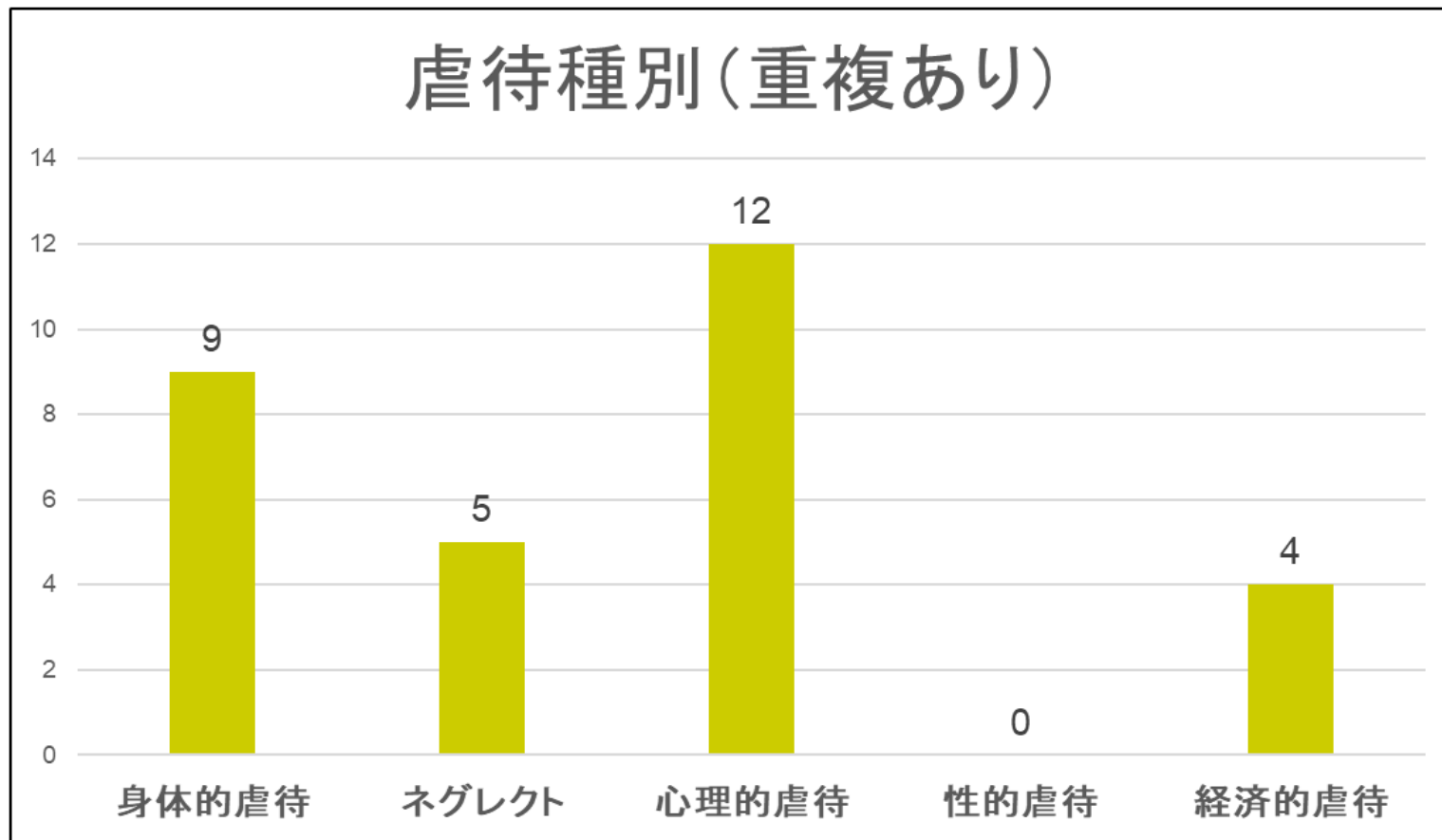
養護者による高齢者虐待件数の推移 (岩手県、奥州市)



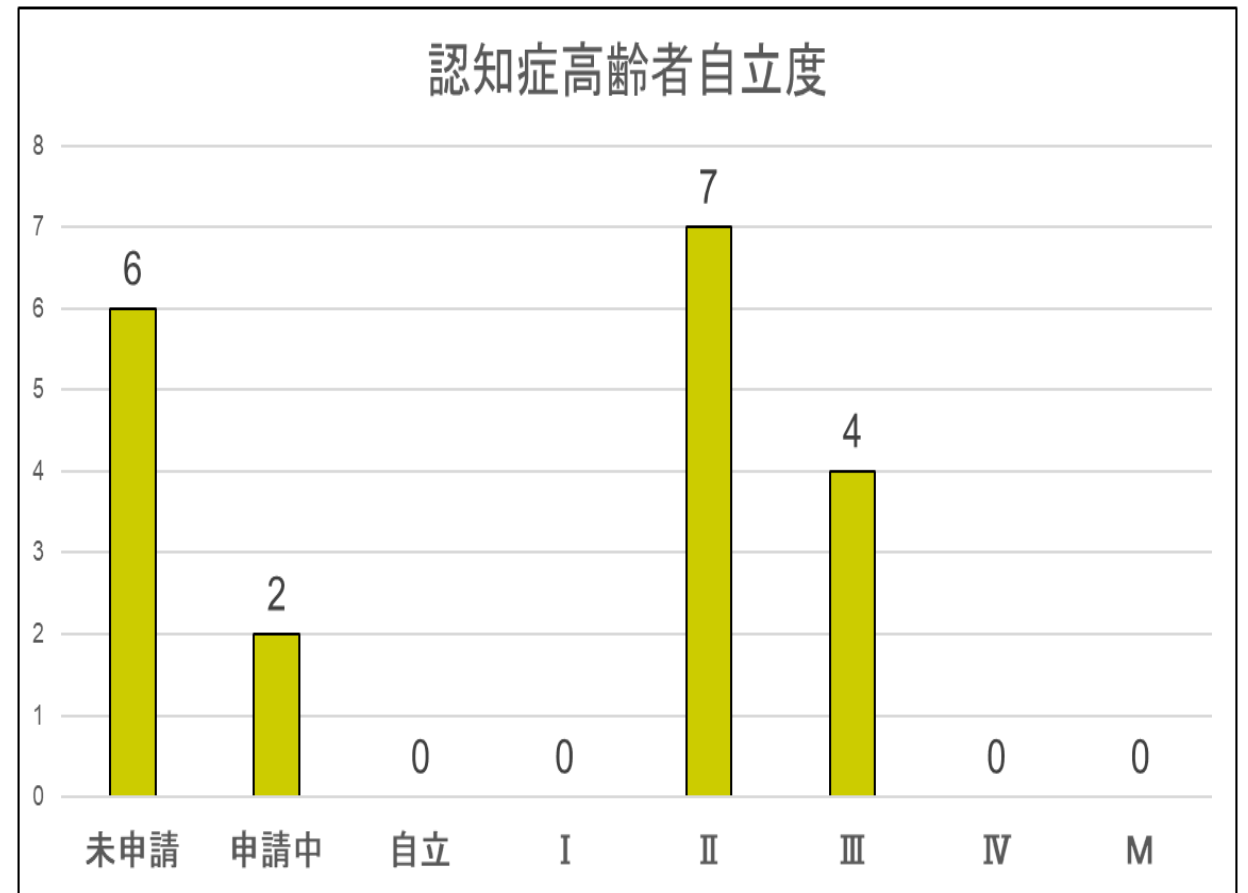
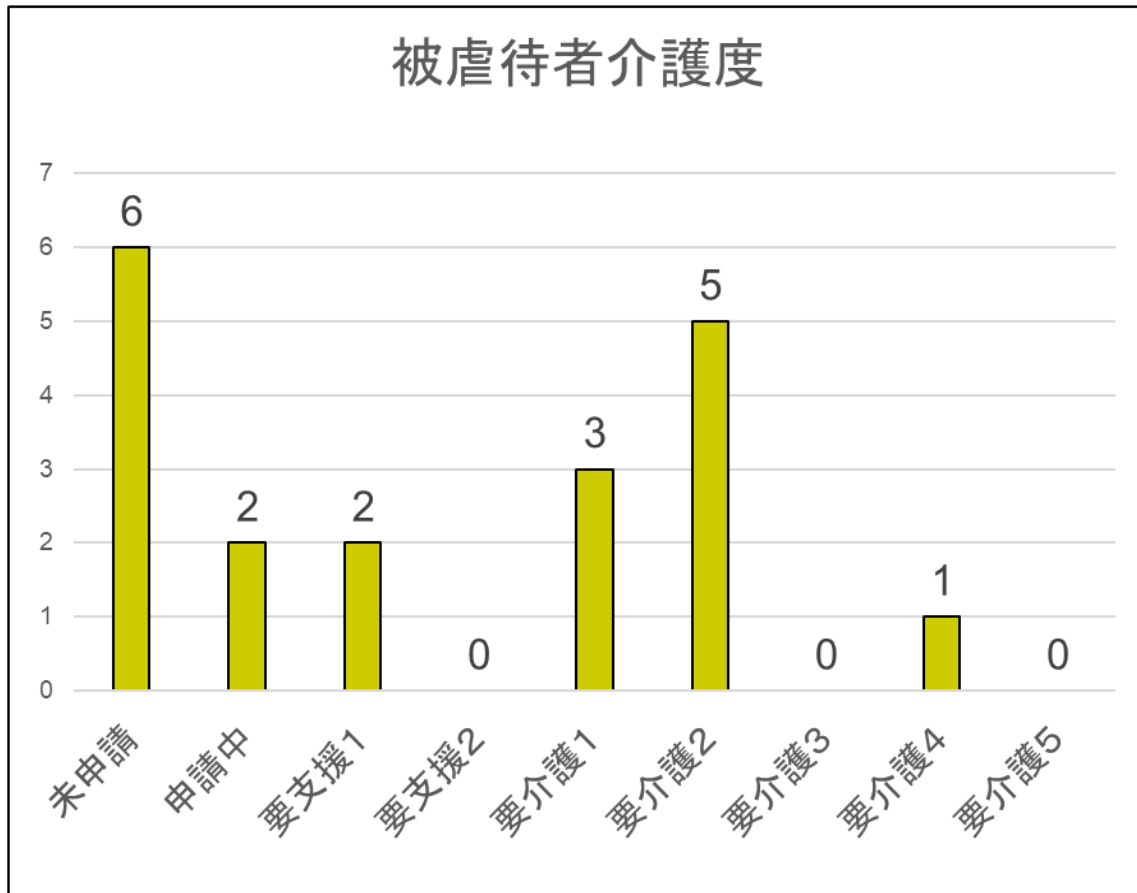
奥州市の現状～R7年度の統計から～



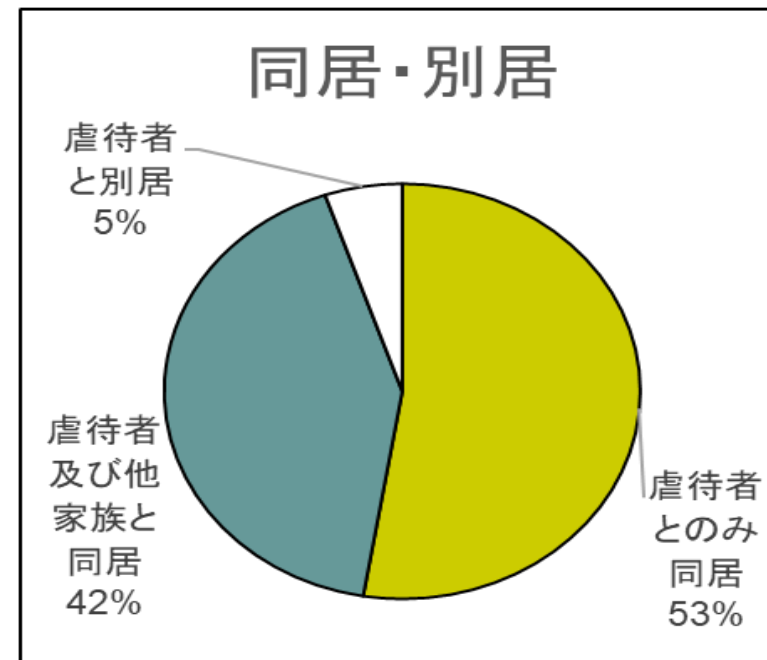
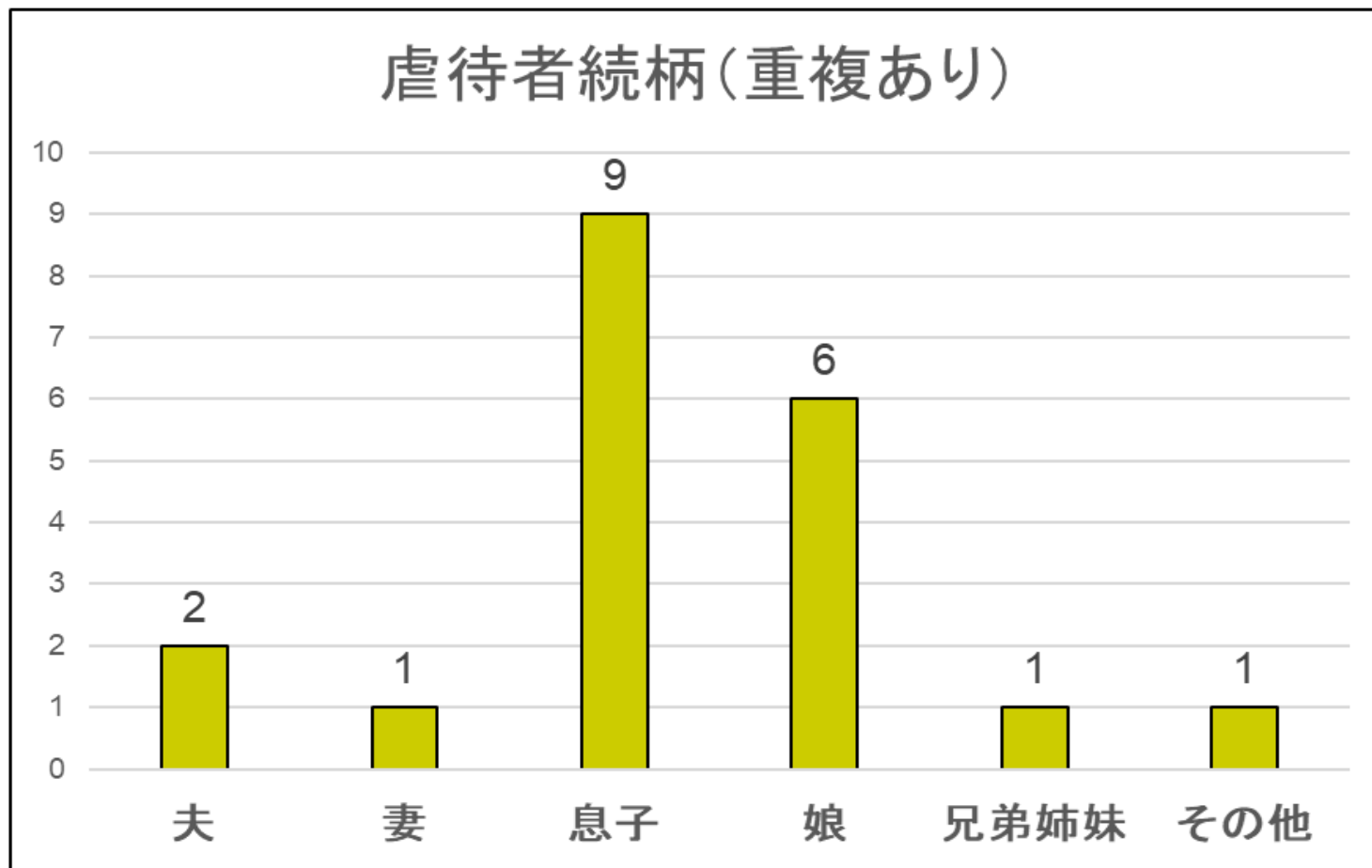
奥州市の現状～R7年度の統計から～



奥州市の現状～R7年度の統計から～



奥州市の現状～R7年度の統計から～



奥州市の現状～R7年度の統計から～

虐待の発生要因（主なもの）	
虐待者側の要因	介護疲れ・介護ストレス
	精神状態が安定していない
	被虐待者と虐待発生までの人間関係
	虐待者の介護力の低下や不足
	孤立・補助介護者の不在等
	障害疑い・疾病疑い
	他者との関係のとりづらさ・資源への繋がりづらさ
	障害・疾病
被虐待者の状況	認知症の症状
	身体的自立度の低さ
	排泄介助の困難さ
家庭の要因	経済的困窮・債務（経済的問題）
	（虐待者以外の）他家族との関係の悪さほか家族関係の問題
	（虐待者以外の）配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力

養護者による高齢者虐待の傾向

	岩手県(R6)	奥州市(R6)	奥州市(R7)
相談・通報者	①介護支援専門員 (28.8%) ②警察(23.1%) ③介護保険事業所職員 (10.4%)	①介護支援専門員 (37%) ②警察(23%) ③本人(12%)	①介護支援専門員 (38.9%) ②警察(33.3%) ③当該市町村行政職員 (8.3%)
虐待の種別 (複数回答)	①身体的虐待 ②心理的虐待 ③経済的虐待	①身体的虐待 ②心理的虐待 ③経済的虐待	①心理的虐待 ②身体的虐待 ③介護等放棄
被虐待高齢者	女性(77.9%)、男性 (22.1%)	女性(90%)、男性 (10%)	女性(84.2%)、男性 (15.8%)
虐待者	①息子(44.0%) ②夫(20.4%) ③娘(16.2%)	①息子(41%) ②娘(18%) ③夫(14%)	①息子(45%) ②娘(30%) ③夫(10%)

※岩手県:岩手県保健福祉部長寿社会課「令和6年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状態等に関する調整結果(岩手県の状況)」より

高リスクなのはどの
ような世帯か？



養護者による 高齢者虐待の対応について

※「【居宅介護支援事業所・サービス提供事業所用】奥州市高齢者虐待対応マニュアル」より抜粋

1 高齢者のとらえ方



- 高齢者虐待防止法では、「高齢者」を「65歳以上の者」と定義しています(第2条第1項)。
- しかし、現実的には65歳未満の者に対する虐待も生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。
- 以下の状況にある者に対しても、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて必要な援助を行っていく必要があります。

- 養護、被養護の関係にない65歳以上の高齢者
- セルフネグレクト

2 高齢者虐待の定義

- 「高齢者虐待」とは養護者（※1）による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待のことをいいます。

※1 「養護者」

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。また、同居していなくても、現に身近の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

3 養護者による高齢者虐待の種類

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待※ 養護しない親族による経済的虐待についても「養護者による虐待」として認定する	養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

4 養護者による高齢者虐待への対応

- 高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないと定められています（法第7条）。
- 虐待をしている養護者本人には虐待をしているという認識がない場合が多く、虐待を受けている高齢者自身も養護者をかばい知られないようにすることもあります。周囲の人々が虐待に気づき、深刻な状態になる前に相談や支援に繋げることが大切になってきます。

①早期発見（高齢者虐待防止法第5条）

養介護施設、病院、保健所その他の高齢者の福祉に職務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めなければならないとされています。

4 養護者による高齢者虐待への対応

②通報（高齢者虐待防止法第7条第1項及び第2項）

ポイント



養護者による高齢者虐待に係る通報

高齢者虐待を発見したものは、

- ① 高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。（通報義務）
- ② ①以外の場合は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。（通報努力義務）

※被虐待者本人が届け出ることも可能

※刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、高齢者虐待防止法の規定による通報を妨げるものではない

4 養護者による高齢者虐待への対応

ポイント

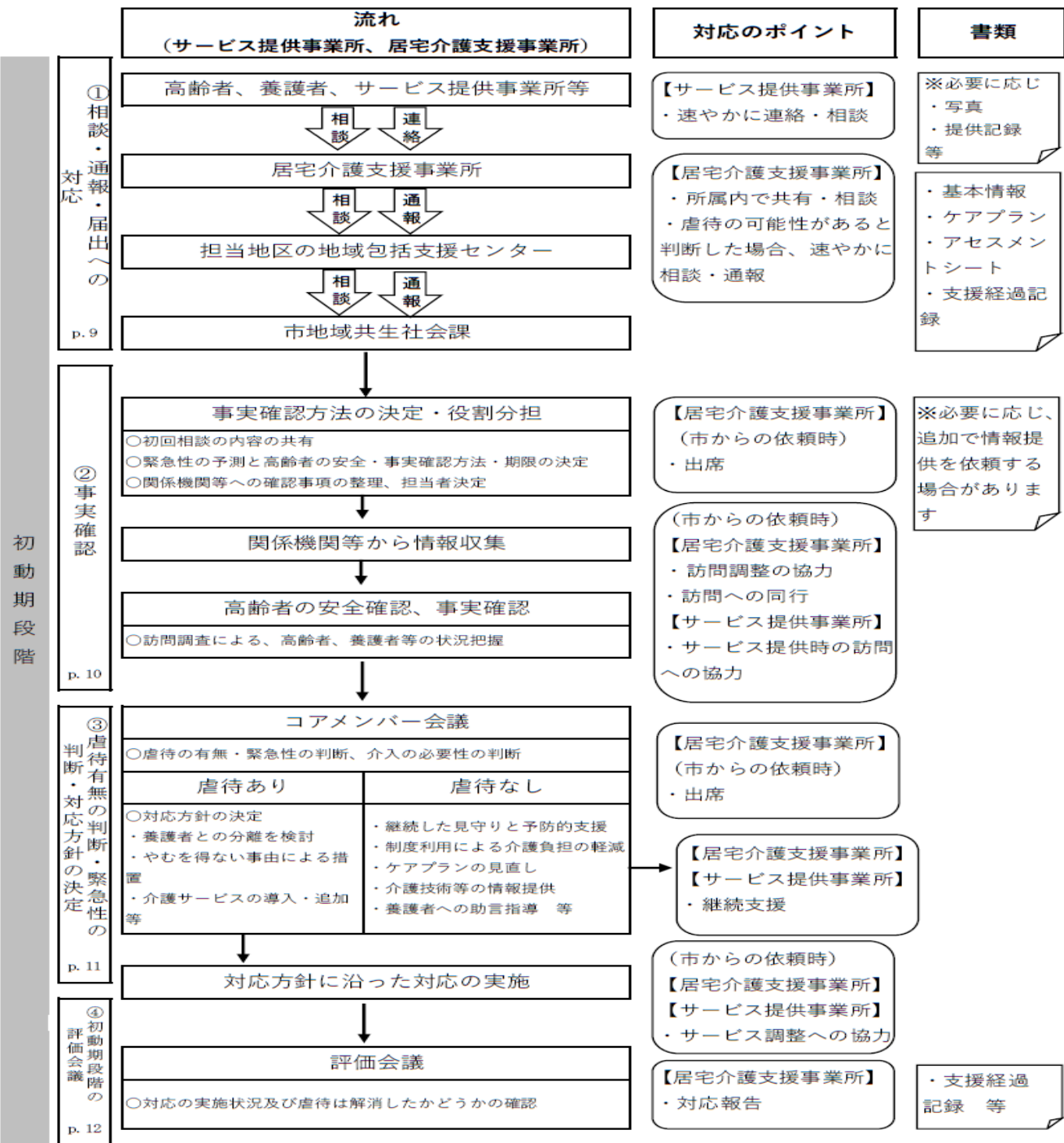
○虐待に対する「自覚」は問わない

- 高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

○市の責務

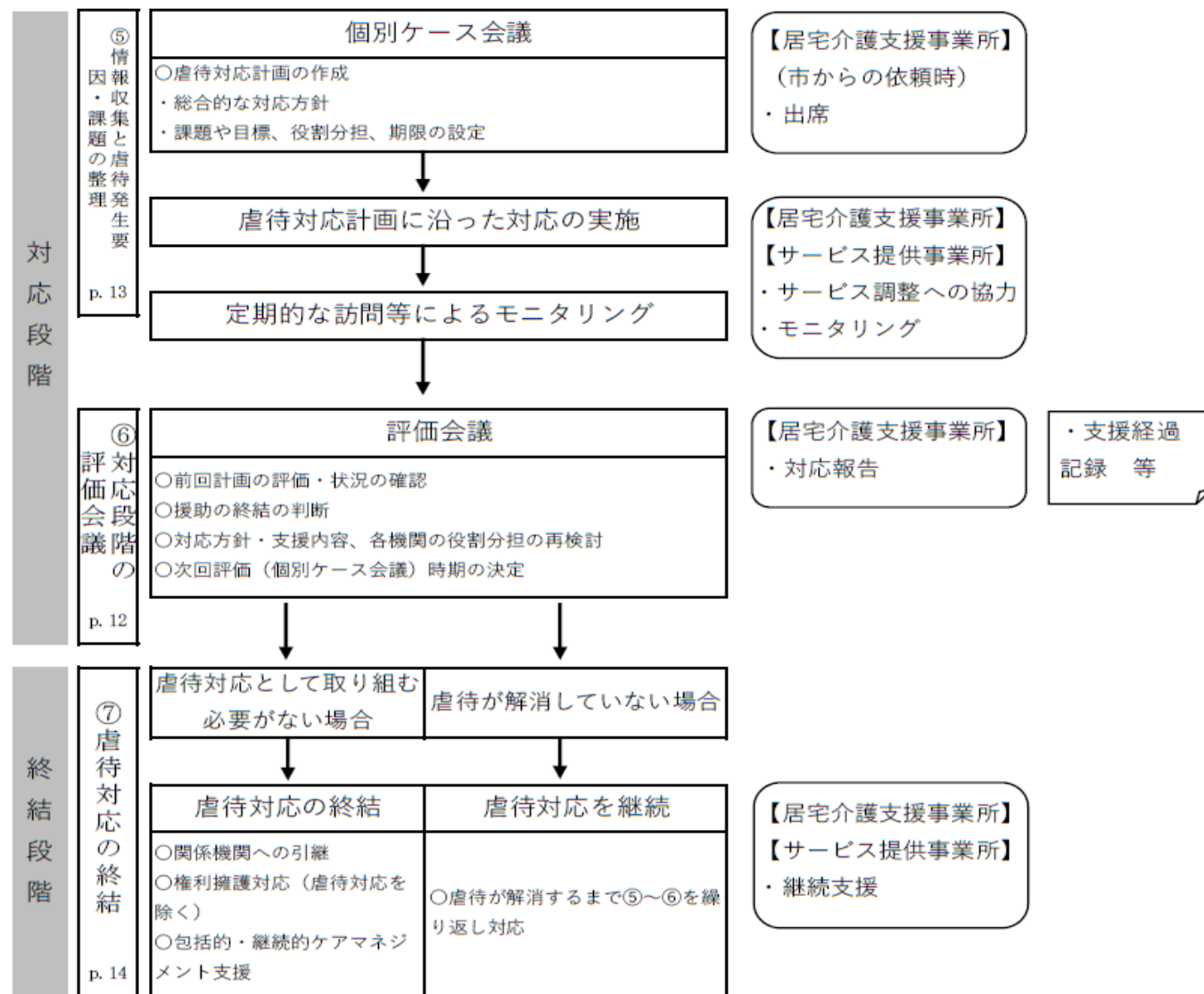
- 高齢者虐待防止法では、高齢者の虐待防止及び適切な支援、虐待を行っている養護者に対する支援について、市が第一義的に責任を持つことを規定しています。
- 虐待通報を受けた市は、虐待対応が終結するまで、地域包括支援センターをはじめ、様々な関係機関と連携を図りながら対応します。

養護者による高齢者虐待の手順（フロー図） ※関係機関



初動期段階

養護者による高齢者虐待の手順（フロー図） ※関係機関



※コアメンバー
高齢者虐待担当課長及び担当職員、
地域包括支援センター職員。
緊急の判断が求められることがあるため、管理職は必須。

4 養護者による高齢者虐待への対応

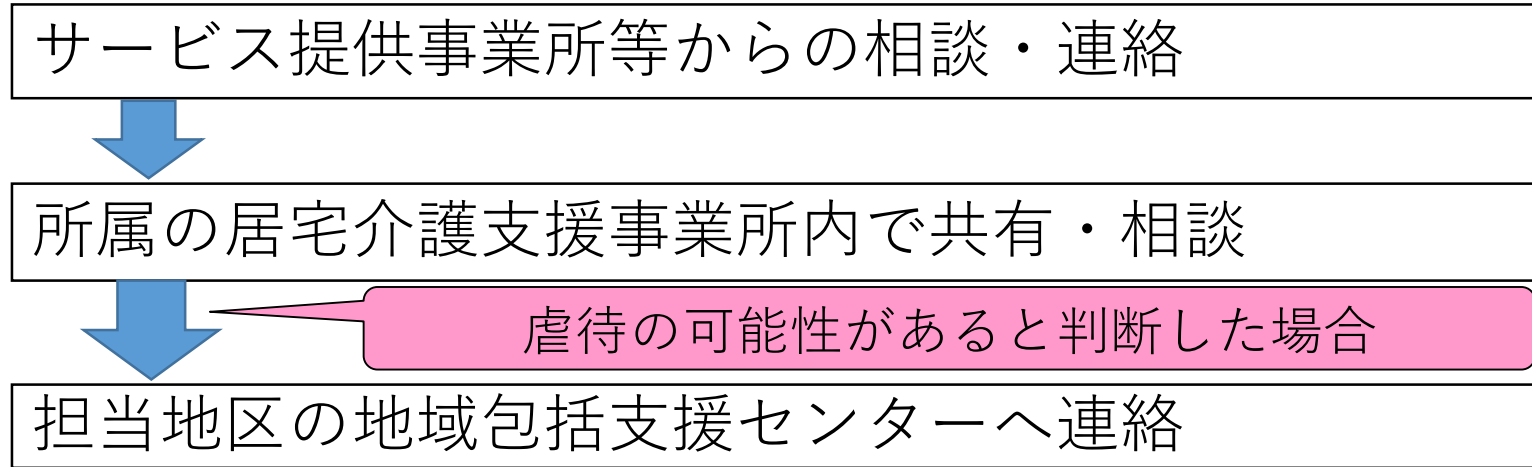
①相談・通報・届出への対応

- 高齢者虐待は、「虐待」という言葉が用いられないまま、相談や通報を受けることがあります。相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談内容から虐待が推測される際は、その後の虐待対応を念頭に置いて相談を受けます。
- 受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を受けた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要です。
- 虐待かどうかの判断をするのは市町村であり、居宅介護支援事業所等の関係機関が相談等を受け付けた場合、速やかに市または地域包括支援センターに報告を行い、市による判断につなげる必要があります。

4 養護者による高齢者虐待への対応

①相談・通報・届出への対応

《虐待を発見したら》



相談・連絡を受けた場合の確認ポイント

- ・できるだけ詳しく、具体的に聞く
- ・6W1H（誰が、誰に、何を、いつ、どこで、なぜ、どのように）を意識して聞く
- ・怪我や痣のある場合には、写真の有無の確認
- ・緊急性の確認（受診が必要、本人が帰りたくないと言っている等）

4 養護者による高齢者虐待への対応

①相談・通報・届出への対応

《相談・通報時に提供いただきたい情報》

居宅介護支援事業所	サービス提供事業所
<input type="checkbox"/> 利用者基本情報	※必要に応じ
<input type="checkbox"/> ケアプラン	<input type="checkbox"/> 怪我・内出血等の写真
<input type="checkbox"/> アセスメントシート	<input type="checkbox"/> サービス提供記録
<input type="checkbox"/> 支援経過記録	<input type="checkbox"/> 身長、体重等の記録

※後日、必要に応じ、追加で情報提供を依頼する場合があります。

ポイント

《通報時のポイント》

☆相談・通報・届出したことにより、個人情報が出たり不利益な扱いを受けることはありません。

☆市が高齢者虐待防止法に基づき実施する事実確認調査に協力し、高齢者等の情報提供を行うことは個人情報保護法の例外規定に当たると考えられ、個人情報保護法違反にあたりません。

4 養護者による高齢者虐待への対応

②事実確認

- 高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認をする必要があります。
- 高齢者の生命や身体の安全や虐待の有無を判断する事実を確認するため、庁内関係部署および関係機関からできるだけ多面的な情報収集を行います。
- 虐待の事実を確認するためには、訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を確認することが重要です。

事実確認方法の決定と役割分担

- 事実確認を効果的に行うため、市と地域包括支援センターはあらかじめ、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行います。
- 事実の確認にあたっては、虐待を受けている高齢者の安全の確認や、現在行われている虐待に関する情報のみでなく、高齢者や養護者等の家族状況を全体的に把握することで将来起こりうる状況も予見しやすくなり、支援方針にも大きく関わります。
- 事実確認中に予測されるリスクと対応方法についても事前に協議しておきます。

必要に応じ、ケアマネジャーへ出席を依頼します。
事実確認の訪問へも同行を依頼する場合があります。



4 養護者による高齢者虐待への対応

②事実確認

地域包括支援センターからの確認や情報収集へ協力を

●介入拒否を減らすための事実確認方法や、その後の支援を円滑に進めるための大切な情報です

- ・ 包括がどのような名目で訪問すると受け入れてもらいやすいか？
- ・ 受け入れ拒否の可能性と、その対応方法は？
- ・ 本人、家族が興味を持ちそうな情報やサービスはあるか？
- ・ 注意することは？(本人や養護者の特性・こだわり・大切にしていること、NGワード等…)

4 養護者による高齢者虐待への対応

③虐待有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定

コアメンバー会議

高齢者虐待担当課長及び担当職員、地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議

- ・ 事実確認の後、速やかにコアメンバー会議を開催します。
- ・ 関係機関からの情報収集や家庭訪問等により収集した情報をもとに虐待事実の有無について判断します。
- ・ 虐待の事実が確認された、又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。
- ・ 緊急性の判断にもとづいて、対応の方針、内容及び具体的な支援計画を検討します。支援計画は、課題、目標、具体的な役割分担、実施期間を明確にし、その評価の時期を明らかにしておきます。



必要に応じ、ケアマネジャーへ出席を依頼します。
支援計画に応じて、サービス調整への協力を依頼する場合があります。



4 養護者による高齢者虐待への対応

③虐待有無の判断・緊急性の判断・対応方針の決定

《緊急性が高いと判断できる状況》

1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される

- ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- ・極端な栄養不良、脱水症状
- ・「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある

- ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
- ・家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない

- ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
- ・虐待者の人格や生活態度の偏り、社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない

4 高齢者本人が保護を求めている

- ・高齢者本人が明確に保護を求めている

4 養護者による高齢者虐待への対応

④評価会議《初動期段階の評価会議》



⑤情報収集と虐待発生要因・課題の整理《個別ケース会議》



⑥評価会議《対応段階の評価会議》



⑦虐待対応の終結

- ・虐待の終結は個別ケース会議にて評価を行い、虐待のおそれが無くなったことを判断します。
- ・虐待の終結が確認されるまで、評価→計画見直し→対応・介入→評価を繰り返します。
- ・虐待は終結しても継続的な支援が必要な場合には包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

必要に応じ、ケアマネジャーへ出席を依頼します。
サービス調整への協力を依頼する場合があります。



5 高齢者虐待を未然に防ぐために

(1) 養護者（家族等）への支援

高齢者虐待において、意図的に悪意を持って高齢者を虐待しているというケースは少なく、虐待の多くは、身体的状況や心理的状況、家庭環境、社会環境など様々な要因が絡み合っていて生じていると考えられます。これらの要因を分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、高齢者への虐待を予防することができると考えられます。

《養護者（家族等）への支援のポイント》

- ①養護者との間に信頼関係を確立する。
- ②介護負担・介護ストレスの軽減を図る。ねぎらう。
- ③養護者自身の抱える課題に対し、適切な機関につなぎ支援が開始されるよう働きかける。
- ④家族関係の回復・生活の安定のため働きかける。

(2) 高齢者虐待の啓発

(3) 認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発

(4) 高齢者虐待のサインの気づき

チームアプローチ！！

